

令和2年度 利用者負担額（保育料等）についてのお知らせ

利用者負担額（保育料等）は、児童の保育に必要な費用として保護者様にご負担いただくことになっており、入所する児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母、または父母以外の扶養義務者（祖父母等）にかかる市民税の所得割額により決定されます。

その利用者負担額（保育料）につきましては、毎年国が示す基準にしたがって所得に応じた額をご負担していただくことになっていますが、皆様の負担を軽減するため、そのうち30%程度を市が負担しております。

3歳児クラス～5歳児クラスの方の副食費（食材料費）は、国が示す取扱いの考え方により原則、保護者様の実費負担となります。

利用者負担額（保育料等）の切り替え時期について

※4月分から8月分までが**前期分**、9月分から3月分までが**後期分**の利用者負担額（保育料等）となり、前期分は令和元年度の課税額を基に、後期分は令和2年度の課税額を基に算出します。

※3号認定から2号認定に切り替えとなった場合でも、令和2年度中は3歳未満児クラスの金額となります。

利用者負担額（保育料等）の変更について

年度の途中で、市町村民税額の変更や世帯状況の変更（父母の離婚や別居、再婚、祖父母との同居等）があった場合は、必ず施設または子育て支援課保育係までお知らせください。利用者負担額（保育料等）が変更となる場合があります。

※ **利用者負担額（保育料等）の変更の対象は令和2年度分に限り（令和3年3月31日まで）お知らせください。**

「寡婦（夫）控除のみなし適用」のご案内

税法の定める寡婦（夫）控除が適用されない「婚姻歴の無いひとり親家庭」の利用者負担額（保育料等）を軽減する制度（「寡婦（夫）控除のみなし適用」）がございます。申請に基づき、寡婦（夫）控除があるものとして所得を計算して、利用者負担額（保育料等）の減額を行います。適用を受けるためには毎年度申請が必要となりますので、要件に該当する方は、必要書類をご提出ください。（申請を希望する方は、野々市市役所子育て支援課へお問い合わせください。）

所得を計算する年の12月31日時点及び申請日時点で次の（1）～（3）のすべてに該当する方が対象となります。

- （1）これまでに婚姻歴が無く、現在も婚姻（事実婚含む）状態に無いひとり親の母又は父であり、生計を一にする20歳未満の子がいる
- （2）（1）の子においては、総所得金額等が38万円以下で、他の人の扶養親族となっていない
- （3）父の場合は、合計所得金額が500万円以下である

なお、所得を計算する年に生まれていないお子様は対象外となりますので、お子様が0歳・1歳の方ご注意ください。また、現に事実上の婚姻と同様の事情（事実婚）にある方・生活保護受給者の方・非課税の方・野々市市外在住の方は対象外です。



法定代理受領の額について

法定代理受領した施設型給付費の額は、公定価格の額から各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を控除した額となります。前年度の具体的な額をお知りになりたい場合は、お問い合わせ下さい（※私立保育園は除きます）。

○利用者負担額（保育料等）納入期限（認定こども園除く）

4月分	令和2年4月27日	10月分	令和2年10月27日
5月分	令和2年5月27日	11月分	令和2年11月27日
6月分	令和2年6月26日	12月分	令和2年12月25日
7月分	令和2年7月27日	1月分	令和3年1月27日
8月分	令和2年8月27日	2月分	令和3年2月26日
9月分	令和2年9月25日	3月分	令和3年3月26日

※利用者負担額（保育料等）は、出欠状況にかかわらず、在籍される場合は月額納入となります。

※利用者負担額（保育料等）の納入につきましては、口座振替納付をご利用ください。
（振替日は左記納入期限日です。）

※認定こども園をご利用している場合、利用者負担額（保育料等）は施設にて納入いただくことになります。納入方法・納入期限等につきましては、施設にてご確認ください。

※公立保育園の副食費につきましては、平日利用分の額を当月に納入をお願いいたしております。

土曜日に利用した金額につきましては、翌月に納入をお願いいたしております。なお、3月分の土曜日利用分につきましては、口座登録していただいている方につきましても納付書での納入をお願いいたしております。

○令和2年度 利用者負担額（保育料等）表
野々市市の基準利用者負担額（保育料等）（月額）

（円）

【参考】国の基準額（月額）

階層区分		1号認定	2・3号認定				
1号認定 【幼稚園・認定こども園】	2号認定（満3歳以上児） 3号認定（満3歳未満児） 【保育所・認定こども園】		3歳以上児 クラス	3歳未満児クラス			
				標準時間	短時間		
①生活保護世帯等		0	0	0	0		
②所得割非課税世帯 （障害者のいる世帯） （ひとり親世帯）		0	0	0	0		
③所得割非課税世帯 （上記以外）		0	0	0	0		
市民税	④所得割課税 77,100円以下	0	0	13,500 （6,700）	10,500 （5,200）		
				57,700円未満 ⑤所得割課税 67,000円未満	17,500 （8,700）	14,500 （7,200）	
	⑤所得割課税 211,200円以下	副食費 別途徴収	副食費 別途徴収	副食費 別途徴収	23,600 （9,000）	20,600 （7,500）	
					⑥所得割課税 103,000円未満	30,400	27,400
					⑦所得割課税 139,000円未満	35,000	32,000
					⑧所得割課税 169,000円未満	36,000	33,000
					⑨所得割課税 175,000円未満	43,500	40,500
					⑩所得割課税 301,000円未満	45,500	42,500
	⑥所得割課税 211,201円以上	副食費 別途徴収	副食費 別途徴収	副食費 別途徴収	47,000	44,000	
					⑪所得割課税 397,000円未満		

2・3号認定 3歳未満児クラス	
標準時間	短時間
0	0
0	0
0	0
19,500 （9,000）	19,300 （9,000）
30,000 （9,000）	29,600 （9,000）
44,500	43,900
61,000	60,100
80,000	78,800
104,000	102,400

※（）内の金額は、所得割課税額77,101円未満のひとり親の世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等の金額。
※ 所得割課税額77,101円未満のひとり親の世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等の副食費は免除となります。
※ 副食費の金額等については、各施設にお問い合わせください。

市民税について

算定の基礎となる市民税の課税額は、父母に係る課税額の合算額です。
ただし、父母の所得が一定未満の場合は同居又は生計を一にしているその他の扶養義務者（家計の主宰者）についても保育料算定の対象となります。
なお、父母の収入で生計が成り立っていると認められる場合は父母のみ算定の対象とする場合がありますので、詳しくは子育て支援課
保育係までお問い合わせください。
所得割課税額は、調整控除を除く税額控除（住宅ローン控除等）適用前の税額です。

年齢区分について

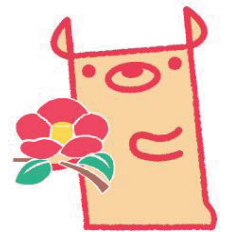
年齢区分は、令和2年4月1日現在の満年齢により算出します。
年度途中で満2歳から満3歳になった場合も、3歳未満児クラスでの算定となります。

多子世帯の基準利用者負担額（保育料）の軽減について（3歳未満児クラス）

- 同一世帯のうち、2人以上の児童が同時に入園している場合は、入園児童から数えて第2子が半額、第3子以降が無料になります。
（上の子が幼稚園等に在籍している場合は、当該年度の在籍証明書等をご提出いただければ多子軽減の対象となります）
- 同一世帯のうち、第5階層の一部（所得割課税額57,700円未満）までの世帯を対象に、年齢制限無しで第2子以降が無料になります。
（ただし、所得割課税額77,101円未満のひとり親の世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等については年齢制限無しで第2子以降が無料になります）。
- 同一世帯のうち、第8階層（所得割課税額169,000円未満）までの世帯を対象に、18歳未満の子から数えて第3子以降が無料になります。

多子世帯の副食費の軽減について（1・2号認定）

同一世帯のうち、1号認定で小学3年生の児童から数えて第3子以降、2号認定で入園児童から数えて第3子以降の副食費が免除となります。



○野々市市の延長保育料（2・3号認定）

7時開園の施設の場合

区分	料金	対象となる方	
		標準時間	短時間
（早朝）07：00～08：30	100円／回	—	○
（夕方）16：30～18：00	100円／回	—	○
（夜①）18：00～19：00	200円／回	○	○
（夜②）19：00～20：00	200円／回	○	○

7時15分開園67時15分開園の施設の場合

区分	料金	対象となる方	
		標準時間	短時間
（早朝）07：15～08：30	100円／回	—	○
（夕方）16：30～18：15	100円／回	—	○
（夜①）18：15～19：00	200円／回	○	○

※19時以降の延長保育は、美郷保育園のみで実施（土曜日を除く）。